

総社市告示第 8 2 号

総社市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業に要する費用の額の算定基準等に関する要綱（平成 2 8 年総社市告示第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 5 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 4 条・第 5 条関係）			別表第 1（第 4 条・第 5 条関係）		
指定第 1 号事業サービス費用額（費用単位数，単価）			指定第 1 号事業サービス費用額（費用単位数，単価）		
サービス名	費用単位数	1 単位当たりの単価（円）	サービス名	費用単位数	1 単位当たりの単価（円）
旧介護予防訪問サービス	略	10.0	旧介護予防訪問サービス	略	10.0
	6 介護職員処遇改善加算 注 厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）第 100 号の規定により準用する同告示第 4 号の基準（この場合において，同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が，利用者に対し，旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，平成 30 年 3 月 31 日までの間，次に			6 介護職員処遇改善加算 注 厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）第 100 号の規定により準用する同告示第 4 号の基準（この場合において，同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が，利用者に対し，旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，平成 30 年 3 月 31 日までの間，次に	

改正後			改正前		
	<p>掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>			<p>掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から5までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	
旧介護予防通所サービス	<p>略</p> <p>9 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第112号の規定により準用する同告示第4号の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	10.0	旧介護予防通所サービス	<p>略</p> <p>9 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第112号の規定により準用する同告示第4号の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	10.0

改正後			改正前		
	<p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から8までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から8までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>			<p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1から8までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1から8までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	
基準緩和通所サービス	<p>略</p> <p>2 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第112号の規定により準用する同告示第4号の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1により</p>	10.0	基準緩和通所サービス	<p>略</p> <p>2 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準第112号の規定により準用する同告示第4号の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1により算定した単位数の1000分の40に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1により</p>	10.0

改正後		改正前	
	算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数		算定した単位数の1000分の22に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
略		略	

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。